



Title	19世紀初期バーデンにおける：領邦アイデンティティの形成と歴史叙述の役割
Author(s)	村上, 広大
Citation	パブリック・ヒストリー. 2014, 11, p. 36-52
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66526
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

19世紀初期バーデンにおける 領邦アイデンティティの形成と歴史叙述の役割

村上広大

はじめに

フランス革命とその後の戦乱はフランス国内に留まらず、ヨーロッパ諸国に重大な影響を与えた。ドイツの諸領邦は革命フランス・ナポレオンの影響を受け、近代国家としての歩みを強めた。本稿が事例として扱う領邦バーデンもその中の一国だった。それどころか、革命以前は南西ドイツに無数に存在する中小領邦の一つだった領邦バーデンが、革命を経てドイツの中堅領邦になりえたのは、フランスの影響なくしては考えられなかった。ニッパーダイの「はじめにナポレオンありき」の言葉は、領邦バーデンにも十分に当てはまるものだった。

本稿の目的は、19世紀初期の領邦バーデンを事例に、領邦国家がいかにして領邦アイデンティティ形成に影響を与えたのかを明らかにすることで、ドイツ国民国家形成の手がかりを示すことである。この背景には、ドイツの国民国家研究における地域的多様性への注目がある。ドイツにおける地域的多様性は、連邦主義として現在に至るまで色濃く示されている。しかし、その一方で、領邦や州などの制度的な地域は決して確固たる領域ではなく、むしろ、国民国家形成が進展する19世紀に、大きな変化にさらされていた。この点で、ドイツ国民国家の歴史において、地域のあり方を理解することは重要である。

例えば、このような視点で、イギリスのドイツ史家A.グリーンは、中規模領邦のザクセン、

(1) バーデンに「領邦」を付けているのは、本稿が言及する18世紀から19世紀初頭にかけ、「バーデン」という言葉が二つの領邦を指し、その後一つの領邦に統合された後、君主の称号も変わったため、ただバーデンと呼称するといつ・どこのバーデンを指し示すのかが不明確になってしまう。そこで、基本として単にバーデンと呼称するのではなく、その時代ごとの称号を添えることで、区別をしたい。その際、領邦バーデンは、領邦国家としてのバーデンを広く指す場合に使用することとする。本稿では以下のような「バーデン」が言及される。バーデン・バーデン辺境伯領(1515-1771)及びバーデン・ドゥルラッハ辺境伯領(1515-1771)、バーデン辺境伯領(1771-1803)、バーデン選帝侯領(1803-1806)、バーデン大公国(1806-1918)。

(2) 西山暁義は、地域に焦点を当てた近年の国民国家研究の成果をまとめている。西山暁義「19世紀ドイツにおける『国民国家』と『地域』——近年の欧米の研究から」『共立国際文化』24号、2007年、57-83ページ。

(3) ここで言及される「地域」は政治的「地域」としての領邦だけではなく、文化的「地域」概念である郷土(Heimat)も含まれる。Alon Confino, *The Nation as a Local Metaphor: Württemberg, Imperial Germany and National Memory, 1871-1918*, Chapel Hill, 1998.

ヴュルテンベルク、ハノーファーを対象に、領邦形成とドイツ国民意識の関係について明らかにしている。各領邦は、領邦愛国主義醸成のために歴史協会や博物館の支援などの文化政策を展開する一方で、ドイツ・ナショナリズムを喚起する記念碑建立への援助も行った。グリーンの研究は、地域と国家の関係が背反的な関係ではなく、むしろ相補的な関係であることを示唆した。⁽⁴⁾ 同様に、D. ランゲヴィシェは、ドイツ国民運動が集権化を避ける傾向のなかに、神聖ローマ帝国以来の分権的性格を持つ帝国ナショナリズムを見出し、領邦の存在とドイツ国民国家建設が必ずしも相反するものではないことを明らかにしている。⁽⁵⁾ 日本においても、割田聖史の研究が、近代ドイツ史の前史としてではなく、一「地域」としてプロイセンを捉えることで、⁽⁶⁾ ドイツ国民国家形成におけるプロイセンの位置づけを再考している。

しかし、こうした観点から領邦バーデンが取り上げられることは、バーデンを含む南西ドイツ諸国について制度史からアプローチした園屋心和の研究を除き、ほとんどなかった。その主な理由として、領邦国家としてのバーデンが重要視されていなかったからだろう。確かに、本稿でも言及されるように、領邦バーデンが19世紀ドイツにおける中堅領邦として成立したのには、周辺諸国などの思惑による部分が極めて大きい。

しかしながら、領邦バーデンも「国民国家と地域」の事例として十分に重要性を持つはずである。ここで問題になるのは、領邦国家としての規模や影響力ではない。この領邦が重要なのは、国民国家形成に大きな影響を与えたドイツ三月革命の中心地となるからである。19世紀を通じ、バーデン大公国が、フランスの影響を受けつつ、近代的領邦国家「バーデン」として国家統合を積極的に行ったその一方で、この土地がドイツ・ナショナリズムの一つの分岐点となったことは、「国民国家と地域」の視点から見れば、重要な考察対象となるはずである。つまり、バーデン政府は領邦への愛国心を高めていくことになったが、それがドイツ国民運動の原動力となるドイツ・アイデンティティの形成にどのような影響を与えたかという問い合わせられる。本稿は、この問題関心を踏まえ、フランス革命が領邦に様々な影響を与えた19世紀初期に、領邦バーデンがいかにして領邦アイデンティティ形成を試みたかを明らかにすることで、この問い合わせへの手がかりを示す。

領邦アイデンティティの形成に関して、これまでの研究では様々なアプローチがとられている。例えば、前述のグリーンは、フランス革命によって、従来の王朝的正統性を改めることになった領邦君主たちが、いかにして自身に対する忠誠心を確保したかに着目した。具体的には、以前のような宮廷儀礼ではなく、王室の美術収集品の市民への開放、都市への行幸、市民的道徳の模範となる君主像の演出などを挙げて、忠誠心獲得の働きかけが「民主化」されたことを明らかにしている。⁽⁸⁾ あるいは、西山暁義は、アルザス・ロレーヌ地域を事例に、民衆学校が

(4) Abigail Green, *Fatherlands: State-Building and Nationhood in Nineteenth-Century Germany*, Cambridge, 2001, p. 147.

(5) Dieter Langewiesche, *Nation und Nationalismus in Deutschland und Europa*, München 2000, S. 64f.

(6) 割田聖史『プロイセンの国家・国民・地域——19世紀前半のポーゼン州・ドイツ・ポーランド』有志舎, 2012年。

(7) 園屋心和「ヴェストファーレン王国(1807-13年)と西南ドイツ諸国」『史林』83巻5号、2000年、103-134ページ。

(8) Green, *op. cit.*, p. 95f.

国民統合において果たした役割に注目し、この地域で「地域的独自性」を強調する郷土誌や方言教育など郷土愛教育が積極的に行われたのは、文化国民としてのドイツという枠組みのなかに地方を位置づけるという前提があるからだと指摘した。⁽⁹⁾ すなわち、地域意識が国民意識の涵養と補完的な関係にあることを西山は明らかにしている。

このようなアプローチを踏まえ、本稿は歴史叙述に焦点を当て、歴史が領邦アイデンティティ形成に果たした役割を考察する。⁽¹⁰⁾ 国民国家と地域という問題意識から、歴史叙述に言及している研究として、G. ヴァイヒラインの研究がある。⁽¹¹⁾ 国民形成における社会コミュニケーションの役割を重視するヴァイヒラインは、ドイツ帝国期のザクセンとバイエルンを事例に、民衆学校教育に注目した。その中で、彼は、ザクセンの民衆学校教科書の歴史叙述が、ザクセンの国家的な性格よりも、その文化的な性格を強調している点を指摘し、政治的統合力がバイエルンより弱いザクセンでは、領邦としての独自性ではなく、帝国という枠組みの中で自らの役割を示すことで、領邦アイデンティティを保とうとしたことを明らかにしている。⁽¹²⁾

このヴァイヒラインの研究が示唆するように、歴史叙述に焦点を当てることは、単に地域史としてではなく、国民国家形成において地域（領邦）が持つ意義の考察を可能にする。このことは、バーデン大公国における領邦アイデンティティの形成に関する従来の研究の多くが、地域史の枠組みにおいて研究されている一方で、⁽¹³⁾ ドイツ国民意識形成と関連付けられることがないという研究状況を打開できる。

第一章では19世紀初期の領邦バーデンがどのように領土を拡大したかを示す。第二章では、領土拡大に伴う国家統合がどのように行われ、その中で歴史がどのような役割を果たしたかを明らかにする。そして第三章では、19世紀初期の歴史叙述『バーデン史』が果たした役割を再考することで、歴史叙述が領邦アイデンティティ形成にどのような影響を与えたかを明らかにする。

1 領土拡大

「はじめに」で言及したバーデンの呼称に関する問題は、18世紀後半から19世紀初期にかけての領邦バーデンのめまぐるしい変化をまさに象徴している。本章では、この間に領邦バーデンがどのような変遷をたどったのかを明らかにしたい。

まずフランス革命以前に、領邦バーデンに一つの重要な転機が訪れた。宗教改革の時代を経

(9) 西山暁義「郷土と祖国——ドイツ第二帝政期アルザス・ロレーヌ民衆学校における『地域』」『歴史評論』599号、2000年、24-26ページ。

(10) 青谷秀紀は、歴史叙述からのアプローチに関する研究史を簡潔にまとめている。青谷秀紀『記憶のなかのベルギー中世——歴史叙述に見る領邦アイデンティティの生成』京都大学学術出版会、2011年、3-29ページ。

(11) Siegfried Weichlein, *Nation und Region: Integrationsprozesse im Bismarckreich*, Düsseldorf 2004.

(12) Ebd., S. 341.

(13) Paul-Ludwig Weinacht (Hrsg.), *Baden- 200 Jahre Großherzogtum: Vom Fürstenstaat zur Demokratie*, Freiburg 2008.

て二つの家系に分かれていた、プロテスタント系のバーデン・ドゥルラッハ辺境伯領とカトリック系のバーデン・バーデン辺境伯領が 1771 年に統合された。バーデン・バーデン辺境伯アウグスト・ゲオルグが跡継ぎを残さずに死去したため、その所領をドゥルラッハ家のカール・フリードリヒ (Karl Friedrich, 1728-1811。生没年、以下同) が相続し、プロテスタントのドゥルラッハ家がその後の領邦バーデン君主の家系となった。これにより、200 年以上別々の道を歩んでいた二つのバーデン辺境伯領が、一つに統合された。

この最初の領土拡大は若干の宗派問題を引き起こしたもの、元々一つの君主家から派生した領土の統合だったため、危機的な状況にはならなかった。また、旧バーデン・ドゥルラッハ辺境伯領と比べ、二倍以上に領土と人口は確かに拡大したが、統合されたバーデン辺境伯領を近代国家というには、あまりにも領土的一体性を欠いていた。⁽¹⁴⁾ 地続きに領土を統合した北部とは対照的に、南部の所領は統合後も散在したままで、周囲をハプスブルク家領ブライスガウに囲まれていた。また、ライン川左岸地域にもわずかな領地が点在していた。このように、「飛び地」が各地に存在していたため、領邦バーデンの国家形成は、フランス革命以前にはなお困難な状況だった。

近代国家としての領邦バーデンの歩みを直接に促したのは、1789 年に起きたフランス革命と、それに伴う混乱と戦争だった。革命の余波を防ぎ、王妃マリー・アントワネットの安全を確保するために、ハプスブルク家オーストリアは、神聖ローマ帝国内のドイツ諸邦に協力を要請した。バーデン辺境伯領も、フランスへの攻撃の前線基地としての役割を担うことになった。バーデン辺境伯カール・フリードリヒは、参戦の見返りとして、将来のフランスとの講和条約においてライン川左岸の領地における権利回復と全戦費の補償をオーストリアと協定したが、結局これが果たされることはなかった。

1795 年、バーデン辺境伯領のライン川左岸にある領土がフランス軍に占領され、しかも主力国の一だったプロイセンも同年にバーゼルで単独講和条約を締結したことで、バーデン辺境伯領はついに窮地に立たされた。カール・フリードリヒはフランスとの和平を模索したが、神聖ローマ皇帝フランツ 2 世 (Franz II.、1768-1835) が戦争を続けることを決定したため、単独和平は成立しなかった。翌 96 年、ストラスブルから進軍したフランス軍が 6 月 5 日にラシュタットを占領し、カール・フリードリヒが国外避難した時によく、フランスとの単独講和締結が模索された。

この重要な任務には、外交官ライツエンシュタイン⁽¹⁵⁾ (Sigismund von Reitzenstein、1766-1847) が就いた。これを機に彼は、君主カール・フリードリヒと共に、将来の領邦バーデンのあり方を決める重要人物の一人となった。

講和に関しての全権を委任されたライツエンシュタインは、1796 年 8 月 22 日にパリで講和条約に調印した。この条約は、バーデンの対仏同盟からの脱退、バーデン辺境伯領におけるフ

(14) Frank Engehausen, *Kleine Geschichte des Grossherzogtums Baden 1806-1918*, Karlsruhe 2008, S. 9.

(15) Hansmartin Schwarzmaier, "Reitzenstein, Sigmund Karl Johann Freiherr von", in: *Neue deutsche Biographie*, Bd. 21 (2003), S. 404f.

ランス軍の通過の自由、ライン川左岸領土のフランスへの割譲などを取り決めた。その見返りは、割譲される領土に対する補償がなされるという秘密条項によって、定められた。⁽¹⁶⁾

1797年にオーストリアがカンポ・フォルミオでフランスと協議した講和条約は、帝国全体において重大な影響を与えた。というのも、皇帝がライン川国境に関するフランスの要求を認めたことは、ドイツ帝国諸侯がライン川左岸に所有していた領土のフランスへの併合を意味していたからである。そしてこれに関して重要な問題が生じた。それは、いかなる方法でこれに該当する諸侯の領土補償がされるのかという問題であった。このことはもちろん、ライン川左岸のわずかな領土を占領されたバーデン辺境伯領にも当てはまった。

この問題を解決するため、1797年の終わりに、講和会議がバーデン辺境伯領内ラシュタットで招集されたが、破綻に終わった。オーストリアが会議を引きのばし、1799年初めに、再びイギリスとロシアと結び反仏同盟に参加したからである。

しかしながら、再開した戦乱において、カール・フリードリヒは厳格に中立を維持することを決めた。それは彼がフランスと締結した講和条約に従ったという点で、オーストリアからの事実上の離反であったが、カール・フリードリヒはパリとの関係の維持を重視した。このカール・フリードリヒの決断とそれを促したライツエンシュタインの働きかけは、再びの協議の際にバーデン辺境伯領を決定的に有利にさせた。⁽¹⁷⁾

オーストリアが再度敗北し、補償問題もまた議題になった。今度は、レーゲンスブルクの帝国代表者会議（Reichsdeputation）で話し合われた。ラシュタットに引き続き、そこでは、オーストリア・プロイセン・バイエルン・ヴュルテンベルクなど八カ国の代表者による交渉が行われた。この会議での協議を経て、最終的に、1803年2月に帝国代表者会議主要決議（Reichsdeputationshauptschluss）が帝国議会と皇帝に採択された。

この決議で、補償には主に二つの手段が用いられることになった。もっとも大きな補償源となったのは、聖界諸侯領の世俗化によるものだった。ラシュタットの会議ですでに、ライン川左岸の領土喪失に対する補償は、教会領の世俗化によって可能になるという原則で合意に至っていた。もう一つの補償の母体は、帝国騎士の陪臣化によるものだった。南西ドイツには、最低限の領地を持った帝国騎士が多く存在したため、バーデン辺境伯領にとって特に重要な補償の一つになった。また、バーデン辺境伯領にとって、この二つの他に重要な補償源となったのが、プファルツ選帝侯領だった。ヴィッテルスバッハ家が輩出していたプファルツ選帝侯は、18世紀末にバイエルン系の同家が途絶えたため、その領土を引き継ぎ、バイエルン選帝侯も兼ねるようになっていた。帝国代表者会議が開かれた時、マクシミリアン4世（Maximilian IV.、1756-1825）はバイエルン選帝侯として会議に参加した。彼もまた、フランスとの戦争の敗者だった。プファルツ選帝侯領の半分以上はライン川左岸地域にあり、そこは今やフランスの領土となることが決定していた。そこで、マクシミリアン4世は、わずかに残ったプファル

(16) 栗城寿夫『ドイツ初期立憲主義の研究——バーデンにおける憲法生活を中心として』有斐閣、1965年、30ページ。

(17) Engehausen, a.a.O., S. 16f.

ツ選帝侯領をどう処理するかという問題に対し、側近のモンジュラ（Maximilian von Montgelas、1759-1838）の助言に従って、元々の領土であるプファルツ選帝侯領を放棄し、バイエルン選帝侯領を中心とした領邦国家を形成することを選んだ。⁽¹⁸⁾彼らがレーゲンスブルクの補償交渉の際に補償として選んだのは、バイエルン領近郊にある司教領や帝国都市だったため、放棄されたプファルツ選帝侯領のライン川右岸地域は、バーデン辺境伯領に充てがわれた。⁽¹⁹⁾

聖界諸侯の世俗化と帝国騎士の陪臣化とともに、帝国都市の多くもそれぞれの領邦に併合された。その結果、18世紀には300以上あった領邦が、約30まで整理され、神聖ローマ帝国は、事実上の崩壊へと進んだ。しかしながら、このような過程の中で、バーデン辺境伯領はその30のうちの一つとして生き延びることができたばかりでなく、補償によって多大な利益を得た。カール・フリードリヒが選帝侯になったのもこの時だった。

バーデン選帝侯領が補償により獲得した領土は、教会領ではコンスタンツ司教領とバーゼル司教領・ストラスブル司教領・シュパイヤー司教領のライン川右岸地区であり、帝国都市ではユーバーリンゲン・フレンドルフ・ゲンゲンバッハ・オッフェンブルクを、そしてもっとも大きな補償としては、⁽²⁰⁾宮廷都市のハイデルベルクとマンハイムを含むプファルツ選帝侯領のライン川右岸部分であった。ライン川右岸の総獲得とライン川左岸の総喪失を比べると、バーデン選帝侯領は領土獲得からどれほどの利益を得られたかが明らかになる。失った人口は⁽²¹⁾25,000人である一方、獲得した土地にはその十倍の250,000人が住んでいた。これによりバーデン選帝侯領全体の人口は、1771年のバーデン・ドルラッハ辺境伯領とバーデン・バーデン辺境伯領の統合時の倍以上になった。

配分される領土に関する外交競争において、バーデン選帝侯領は大きな勝利を得た。この成功には三つの理由がある。一つに、1795年から続くライツェンシュタインの交渉手腕で、もう一つは、ロシアとの血縁関係によって与えられた支援であった。このバーデン・ロシア間の友好関係は、ナポレオンがロシアへの外交的接近を欲していたという点で、選帝侯に好都合に影響した。バーデンにいる縁者への恩恵の表明は、ナポレオンにとってロシアへの接近をもたらすための手段となり得たからである。最後に、ナポレオンがバーデンを含めた南ドイツを戦略的に利用しようとしたことが挙げられる。つまり、フランスとオーストリアの間に中規模領邦を形成させることで、両国の間に緩衝地帯を置こうとしたのである。1803年に、バーデンだけでなく、ヴュルテンベルクとバイエルンも領土を拡大できたのはこのためだった。この緩衝地域としての役割は、フランスの影響下におけるライン同盟の結成で、より鮮明になった。

1803年の領土拡大は1771年の規模をはるかにしのいだが、それでもまだ領邦バーデンの領土的一体性は成立していなかった。特に南部は、ハプスブルク家領地ブライスガウによってさえぎられたままだった。領土的一体性を確立するために、さらなる領土拡大を狙っていたバーデン

(18) 谷口健治『バイエルン王国の誕生——ドイツにおける近代国家の形成』山川出版社、2003年、28ページ。

(19) 同上、37-38ページ。

(20) Engehausen, a.a.O., S. 19.

(21) Ebd.

デン選帝侯領は、再びその機会を得ることになった。すなわち、1805年にオーストリアが三回目の対仏大同盟を結成し、フランスに対抗した時に、1803年の領土獲得の勝者となったバイエルンやヴュルテンベルクと同様に、バーデン選帝侯領は、さらなる領土獲得を見込み、フランス側についたのである。

南ドイツ三国のこの目論見は正しく、1805年末のプレスブルクの和約の中で、オーストリアからのバーデン選帝侯領への領土割譲が取り決められた。これにより、カール・フリードリヒは160,000人の臣民とブライスガウを得たことで、ついに領邦バーデンの領土的一体性と完全な主権を確保した。⁽²²⁾ プレスブルクの和約以降も、1803年から引き続き行われていた陪臣化と、1806年のライン連盟規約によって、バーデン選帝侯領はさらに領土を増やした。特に、ライン連盟規約は、ヴュルテンベルクからの領土割譲を決定しただけでなく、選帝権の代わりに大公位をカール・フリードリヒに授けた。この際に、さらに約270,000人の臣民を獲得した。⁽²³⁾

この結果、コンスタンツから北上しドナウ川に達し西行してライン川まで至る底部とスイス国境からハイデルベルク、マンハイムまで及ぶ胴部によって形成される長靴状の領邦国家は、大公国として1918年まで維持されることになった。1789年から続いた戦争とそれに伴う領土拡大の結果、小領邦に過ぎなかったバーデン辺境伯領は、1810年には1771年の約五倍に領土と人口を増やし、中規模領邦バーデン大公国へと変貌したのである。

	人口(人)	領土(km ²)	表 領邦バーデンの人口増加と領土拡大
バーデン・ドルラッハ辺境伯領(18世紀中頃)	90,000	1,650	
バーデン辺境伯領(1771年)	200,000	3,400	典拠
バーデン選帝侯(1803年)	430,000	—	Frank Engehausen, <i>Kleine Geschichte des Grossherzogtums Baden 1806-1918</i> ,
バーデン大公国(1806年)	720,000	—	Karlsruhe 2008, S. 9, 19, 21をもとに
バーデン大公国(1810年)	974,000	15,070	筆者が作成。

2 国家統合と「伝統」の創出

本章では、前章で示した18世紀後半から19世紀初期の領邦バーデンの領土拡大を背景とした、国家統合とその過程で創造された「伝統」について考察する。

19世紀前後の領土拡大は、同時に領邦バーデンに新たな領地の国家への統合を要請した。それは、行政・司法・教会・経済・教育など広範囲で様々な分野にまで及び、1771年よりもはるかに困難なものだった。すでに見てきたように、獲得した領地はそれぞれが元々、司教領・修道院領・選帝侯領・辺境伯領・貴族領・公爵領・騎士領・自由都市として支配されていて、その数だけ支配体系も存在していた。領土拡大と並行して、領邦バーデンは新しく獲得した領土をいかにして一つに統合していくかという問題に直面した。

この国家統合の問題に対処したのは、君主カール・フリードリヒとその官僚たちであった。

(22) 栗城、前掲書、31ページ。

(23) Engehausen, a.a.O., S. 21.

両者は共に、18世紀以来の啓蒙主義思想とそれに基づく改革方針を受け継いでいた。すでに1771年の統合の際に経済の自由化や宗教上の寛容を示していた彼らは、臣民の福祉を国家の繁栄と不可分と考え、1803年からの領土拡大に伴う国家統合にも同じように対処した。

官僚のトップとして最初に国家統合に対処したのは、法律家出身の枢密顧問官ブラウアー (Johann Friedrich Brauer、1754-1813) だった。1803年に獲得した広範な領土は従来の支配構造には統合できず、一から新しい行政組織を整備する必要があった。そのため、1803年2月から5月の間に、ブラウアーによって13の国家組織に関する勅令が公布された。例えば、行政組織において、最高行政機関として枢密院 (Geheimrat) が設置され、それを外政・内政・財政に分掌させた国務院 (Staatsrat)、政務院 (Regierungsrat)、財務院 (Finanzrat) がそれぞれ設けられ、さらに、新しい領土を含んだ地方行政単位 (Provinz) ⁽²⁴⁾ が設けられた。その他にも、法整備・教会制度の整備・学校制度の整備がこの勅令で定められた。

この1803年の勅令は確かに、中央集権化と国家統合を進めるうえで、重要な突破口にはなったが、ヨーロッパで戦争が続いたために、改革の多くは機能しなくなり、加えて1805年のさらなる領土拡大によって頓挫した。中央集権化と貴族の特権保護を同時に進めようとしたブラウアーによる改革は、フランスと国内改革派の反感を買い、改革のかなめである国家行政に関する勅令は草案にとどまり実現しなかった。改革の道半ばで、ブラウアーはその地位を追われることとなったのである。

その後を引き継いだ改革派のライツエンシュタインは、フランスによる内政干渉をかわしつつ、あくまでバーデンの国力増強と統合のためにフランスの制度を利用した。1810年の新バーデン国法は、フランスのシヴィル・コードを基に作成された。⁽²⁵⁾

バーデンの伝統的官僚でありながら、フランスの行政組織を積極的に参考にしたライツエンシュタインによる、1809年からの改革は、ブラウアーよりさらに抜本的なものになった。ブラウナーによる勅令が残していた中小貴族や都市などの中間権力の特権は、完全に取り除かれることになった。1809年11月末、新しい行政組織に関する勅令の中で、以前の区画 (Provinz) が廃止され、フランスの中央集権的行政制度を模倣し、全く新しい行政区画 (Kreis) が適応されることになった。この行政区画に付属する官庁 (Kreisdirektorium) には、バーデン政府から官僚が派遣され、彼らには、巨大な権力が付与された。警察組織、市民権の保護、学校、教会の監視など、それまで中間権力によって担われた権限は、今や中央行政組織のものとなった。

このような国家統合の一つの到達点と言えるのは、1818年に制定されたバーデン憲法だった。バーデン大公国に住むすべての人々を同一の法によって統治することは、単に法的統合だけでなく、バーデン人アイデンティティの形成に重要な影響を与えることを意味していた。⁽²⁷⁾

制度的な国家統合と同時に、バーデン君主は、新しく編入した臣民に対して支配の正統性を

(24) 栗城、前掲書、34ページ。

(25) 同上、39ページ。

(26) Engehausen, a.a.O., S. 25.

(27) 栗城、前掲書、35ページ。

示す必要もあった。自身の支配の正統性を主張することは、単に国内に対してだけでなく、国外に向けて自国領土の支配を根拠付けるためにも重要であった。

19世紀初期の領邦バーデンにおいて、支配の正統性を示す手段として注目されるのは、ツェーリング家の伝統 (Zähringertradition) の創出である。それは、バーデン君主の家系にツェーリング家 (Zähring) の伝統を結びつけることで創出される「君主の歴史」 (Dynastengeschichte)⁽²⁸⁾ であった。

ツェーリング家とは、11世紀末頃から13世紀初期まで、上ライン地域の南部を中心に、シュヴァーベン地方を支配していた領主の家系である。家系の名前になっている「ツェーリング」の名は、ブライスガウ周辺を支配していたベルトルト2世が、11世紀末に皇帝ハインリヒ4世によって、10世紀前後に建設されたとされる山城 (Burg Zähringen) から「ツェーリング大公」 (Herzog von Zähringen) を授けられたことに由来している。このベルトルト2世に続く家系がツェーリング家とされている。その後、ツェーリング家はスイスにも領土を拡大し、特に都市の設立に大きく貢献した。ドイツとスイスにある二つのフライブルクの設立者はツェーリング家の領主であり、また、ベルンもツェーリング家によって建設された。⁽²⁹⁾ 一時期はスイスにも支配権を獲得していたが、ベルトルト2世から数えて五代目のベルトルト5世が1218年に死去した際に、男系の相続者がいなくなり、ツェーリング家の家系は途絶ってしまった。

ツェーリング家とバーデン家には、確かに血縁関係があった。バーデン辺境伯 (Markgraf von Baden) の称号を初めて用いたとされるヘルマン2世の父ヘルマン1世が、ツェーリング家の始祖であるベルトルト2世と兄弟であった。⁽³⁰⁾ しかし、ツェーリング家とバーデン家に分かれて以降、強い結びつきがあつたわけでもなかった。

いかにしてこの二つの家系は結び付けられたのだろうか。この伝統は、「君主の歴史」、つまり君主家系の系譜によってまず表象されることになった。バーデン君主の伝統にツェーリング家が組み込まれたのは、それほど古い出来事ではなかった。18世紀の歴史家・系譜学者シェプフリン (Johann Daniel Schöpflin, 1694-1771) が、1763年から1766年の間に発表した全七巻の著作において、ツェーリング家をバーデン君主家の系譜に加えたのである。⁽³¹⁾

では、なぜシェプフリンはツェーリング家をバーデン家の系譜のなかに、祖先として位置づけたのだろうか。その手がかりとして、シェプフリン以前にツェーリング家がどのように扱われたかに注目してみると、バーデン家ではなく、ハプスブルク家の文脈で語られてきたことがわかる。⁽³²⁾

ツェーリング家が途絶えた後、その領地は様々に分割されることになった。そのなかでも、

(28) Karl Schmid und Hans Schadek (Hrsg.), *Die Zähringer II: Anstoß und Wirkung*, Sigmaringen 1991, S. 392f.

(29) Ebd., S. 223. 現ドイツのフライブルク (Freiburg im Breisgau) はフライブルクと、現スイスにあるフライブルク (Freiburg im Üechtland) は、フリブルー (Fribourg) と日本では表記される。

(30) Armin Kohle, *Kleine Geschichte der Markgrafschaft Baden*, Karlsruhe 2009, S. 24, 29.

(31) Johann Daniel Schöpflin, *Historia Zaringo-Badensis*, 7 Bde., Karlsruhe 1763-1766.

(32) Jérôme Vignier, *Le véritable origine des tres-illustres maisons d'Alsace, de Lorraine, d'Austriche, de Bade, et de quantité d'autres*, Paris, 1649.

交通の要所であった都市フライブルクを有していた地域ブライスガウは、しばらくの混乱の後に、1368年に、当時勢力を伸ばしつつあったハプスブルク家の支配下に入った。その際、ハプスブルク家がブライスガウでの支配の正統性を確立するために利用したのが、かつてこの地を支配していたツェーリング家との血縁関係の存在であった。⁽³³⁾ ブライスガウを発展させたツェーリング家との連続性を示すことで、ハプスブルク家はブライスガウにおける支配を固めようとしたのである。

もう一つの手がかりは、シェプフリンのこの著作が、当時まだバーデン・ドゥルラッハ辺境伯だったカール・フリードリヒによって執筆を依頼されたということである。ブライスガウを介してハプスブルク家との領土問題を抱えていたカール・フリードリヒにとって、ハプスブルク家がツェーリング家を自らの系譜に取り入れていたことは好都合だった。⁽³⁴⁾ なぜなら、同様の手順でバーデン家もツェーリング家との関係を強調することで、ハプスブルク家と比肩する家系であると主張でき、少なくとも血筋において、ハプスブルク家と同等に領地支配の正統性を示せたからだ。

このような経緯で、シェプフリンの著作によって18世紀中頃に示されたツェーリング家の伝統は、19世紀初期の国家統合において改めて重要な意味を持つようになった。なぜなら、新たに統合した領土のなかにはバーデン家とのつながりがそれ以前に全くない土地もあり、君主と領土・領民との結びつきを再構築する必要があったためである。ここにおいて、ツェーリング家とのつながりを示すことは、バーデン君主にとって都合の良いことだった。中世のツェーリング家がツェーリング大公として上ライン地域に広く領地を持っていてことや、家系が途切れた後も都市創立者として人々の「記憶」に定着していたこと、そして、すでにシェプフリンによって、バーデン家の系譜のなかに、ツェーリング家が組み込まれていたことは、バーデン君主の支配の正統性を示す重要な手段となった。特に、1805年のプレスブルクの和約でハプスブルク家から獲得したブライスガウには、ツェーリング家の名前の由来でもある山城との家系が建設した都市フライブルクがあった。

19世紀初期に入ると、ツェーリング家の伝統は単に著作だけでなく、様々な媒体を通じて表象されることになった。まだバーデン大公位を授かる前の1806年に、カール・フリードリヒはツェーリング大公位を先に引き継ぎ、自らもツェーリング家の脈絡にあることを示した。⁽³⁵⁾ それに続き、1809年には、ツェーリング家ゆかりの山城を中心に置いた新しいバーデン家の勲位を創設した。ツェーリング家の伝統は、称号や勲位だけでなく、都市における記念碑建設によっても表象された。ツェーリング家の伝統が強く残っているフライブルクでは、いち早くツェーリング家君主の記念碑が建造され、19世紀から20世紀初期にかけては、他の都市でもツェーリング家にまつわる記念碑や噴泉が建造された。さらに、ライツェンシュタインは、実

(33) *Ibid.*, p. 28.

(34) Kohle, a.a.O., S. 179.

(35) Schmid, a.a.O., S. 224.

(36) Ebd., S. 357.

際にこのツェーリング家との歴史的つながりを根拠に、スイスのドイツ語圏まで領土を拡大させようと試みた。⁽³⁷⁾これは失敗に終わったが、ツェーリング家の伝統をバーデン大公国とバーデン家の象徴とする様々な試みは、19世紀を通じて行われるようになった。



図 1807年にフライブルクで建立されたツェーリング家の記念碑。
彫刻されているのは、フライブルクの創設者であるベルトルト3世。

出典

Karl Rösch, *Kolorierter Stich des Bertoldsbrunnens*, 1820 *cit.in: Schmid, a.a.O., S. 407.*

3 歴史叙述の役割

前章で確認したように、19世紀初期の領土拡大に伴う国家統合において、支配の正統性が改めて主張されるようになった。その際に利用されたのは、18世紀半ばに起こったハプスブルク家との領土問題への対応のなかで、君主の系譜によって示されたツェーリング家の伝統であった。18世紀半ばとのちがいは、それが単に系譜によってではなく、様々な媒体を通して示されたことである。本章では、そのなかでも歴史叙述に注目し、それが国家統合のなかでどのようにして役割を果たしたかを明らかにしたい。

18世紀中頃に、シェプフリンに「君主の歴史」の執筆を依頼したように、1804年にカール・フリードリヒはアロイス・シュライバー (Aloys Wilhelm Schreiber, 1761-1841) へ歴史書の執筆を依頼した。⁽³⁸⁾著名な歴史家だったシェプフリンと比べると、シュライバーの名はあまり知られてはいなかった。⁽³⁹⁾というのも、当初、彼は歴史の研究を専門としてはいなかったからである。シュライバーは、バーデン・バーデンのギムナジウムを卒業した後、教師としての仕事のかたわら、劇評家、詩や戯曲、長編小説などの著者、女性向け雑誌の編集者、紀行家として様々な

(37) *Ebd.*, S. 437ff.

(38) Anette Hertinger, "Heldenmuth, Treue und Gerechtigkeitsliebe : Zur Vermittlung von Landesgeschichte im Geschichtsunterricht badischer Schulen im ersten Drittel des 19. Jahrhunderts", in: Manfred Seidenfuß und Armin Resse (Hrsg.), *Vorstellungen und Vorgestelltes*, Neuried 2002, S. 103.

(39) *Ebd.*, S. 102f.

活動に身を置いていた。⁽⁴⁰⁾ 彼の専門は美学、ギリシャ語、哲学史であり、1804年にはハイデルベルク大学に美学の教授として招聘された。

シュライバーが歴史と深く関わるようになったのは、1804年に、個人的に交友を深めていた君主カール・フリードリヒから、歴史書執筆を依頼された後のことである。シュライバーのバーデンに関する著作の多くが1804年以降に書かれたことからも、彼の関心の変化がわかる。⁽⁴¹⁾ そして、依頼主カール・フリードリヒの死後4週間足らずで書き始め、1811年に刊行された『バーデン大公カール・フリードリヒの伝記』は、「同時代史家」としてのシュライバーの存在感を示すことになった。この業績が評価され、1813年にシュライバーは、宮廷修史家へ招聘された。⁽⁴²⁾ この役職は、彼をさらに歴史研究へと集中させることになった。というのも、シェプフリンと同じように、大公家の文書館への出入りが可能になったからである。彼がカール・フリードリヒから託された仕事をようやく完成させたのは、依頼から約13年後、カール・フリードリヒの死後6年たった1817年のことであった。

では、シュライバーはどのような歴史を描こうとしたのか。「祖国の友」(Vaterlandfreund)⁽⁴³⁾ に文書資料の収集を要請した1805年の官報で、彼はその構想をすでに明確に示していた。官報では主に以下の三点が表明された。

第一に、彼が起草するのは単なる歴史書ではなく、リセ・ギムナジウム向けの歴史教科書(Handbuch der Badischen Geschichte für Lycäen und Gymnasien)⁽⁴⁴⁾ であると述べている。

第二に、叙述の内容を示している。シュライバーは、シェプフリンの著作について「シェプフリンとザクスは、我らの高貴な君主の歴史(Geschichte unsers erhabenen Fürstenhauses)について研究の余地をほとんど残さなかったが、その分だけ、領邦文化史(Kulturgeschichte des Landes)⁽⁴⁵⁾ はあまり取り扱われることがなかった」と評価した上で、彼が目指すべき歴史叙述が、「君主」の歴史ではなく、「領邦」の歴史であることを表明した。シュライバーは、領土拡大という状況に対して、ツェーリング家の伝統だけでなく、共通の「祖国」(Vaterland)⁽⁴⁶⁾ としてのバーデン像を示すことで、国民統合を進めようとした。⁽⁴⁷⁾ 文化史に関して、彼はさらに五つの課題を取り上げた。具体的には、「教育・福祉制度」「農業」「技術発達」「宗教関連」「領邦の歴史⁽⁴⁸⁾ からさらなる個々の事例と範例」である。

第三に、彼は歴史を通じた市民的道徳の教育を企図した。「青少年にとって、祖国がどのように地理的・人口的外観を形成したかを知ることだけでは不十分であり、昔の人々がどのように

(40) Otto Biehler, "Aloys Schreiber 1761-1841", in: *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins*, Bd. 55 (1942), S. 60ff.

(41) Ebd., S. 669-675.

(42) Hettinger, a.a.O., S. 103.

(43) Aloys Wilhelm Schreiber, "Aufforderung an Vaterlandsfreunde", in: *Kurbadischen Regierungsblatt* 3. Jg. Nr. 22 (23/07/1805), S. 101.

(44) Ebd.

(45) Ebd.

(46) Hettinger, a.a.O., S. 97.

(47) Schreiber, "Aufforderung an Vaterlandsfreunde", S. 10ff.

(48) Hettinger, a.a.O., S. 108.

な努力によって、我々が享受している物的・道徳的文化の段階に高めたのかを知ることがより教育的だ」と彼は考えていた。⁽⁴⁹⁾

シュライバーの構想には、当時の啓蒙主義思想の影響が強く反映していた。それは、単にシュライバー個人だけではなく、啓蒙専制君主カール・フリードリヒの影響も大きかった。カール・フリードリヒは、シェプフリンの時と同様に、シュライバーにも文通によって影響を与えたようである。⁽⁵⁰⁾ カール・フリードリヒは辺境伯だった頃に、歴史について以下のように述べていた。「我々は、シェプフリンとザクスがバーデン家の歴史を提起したことに対して、深く感謝をしている。…しかし、それはバーデン家の歴史 [Geschichte des Hauses Baden] であり、我々はバーデン辺境伯領史 [Geschichte der Markgrafschaft] を少なくともまだ完全には手にしていない」。⁽⁵¹⁾ これは、先に見たシュライバーのシェプフリンに対する評価と一致している。シュライバーは、カール・フリードリヒの望む「バーデン辺境伯領史」を「領邦文化史」(Kulturgeschichte des Landes) として構想した。

では、「君主」の歴史ではなく「領邦」の歴史を描くという構想は、実際に反映されたのだろうか。確かに、シュライバーの著作は、『バーデン史』⁽⁵²⁾ という題名の通り、領邦バーデンの歴史として出版され、シェプフリンの「君主の歴史」からの決別を表明している。しかしながら、この『バーデン史』は出版後すぐに政府から批判された。それによると、「この教科書自体が、領邦学校での導入には全く適しておらず、リセやギムナジウムにおいてもほとんど適していない」と感じられた。⁽⁵³⁾ …まだ [この著作の] 様々な箇所は適切に整えられるだろう。そのため、著者 [シュライバー] には、別のより教育的な計画に従って、単なる支配者の歴史ではなく、現在の全バーデンの歴史を執筆することが委ねられなければならない」⁽⁵⁴⁾ [括弧内村上] とシュライバーの著作は評価された。彼は、所期の構想通りに「領邦文化史」を叙述することができなかつたのである。

それは、著作の構成をみても明らかである。前半部の区切りは「ツェーリング家まで」と称され、ツェーリング家が誕生するまでの歴史が叙述の中心になっている。第一章「辺境の人々の旅立までの領邦古代史」⁽⁵⁵⁾ 第二章「ローマ支配下の我らの祖国」は「祖国」とあるように、古代における「領邦史」(Landesgeschichte) を描こうとしている一方で、第三章「アレマン人」第四章「フランク王国下のアレマン人」第五章「ツェーリング家」は、ツェーリング家の家系と「君主」がいかに誕生したかを描いている。しかも、分量を比べると、第一章・第二章の三

(49) Schreiber, "Aufforderung an Vaterlandsfreunde", S. 101.

(50) Ebd., S. 108f.

(51) Ebd., S. 108.

(52) Karl Obser, "Aus Karl Friedrichs hinterlassenen Papieren", in: *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins*, Bd. 26(1911), S. 479.

(53) Aloys Wilhelm Schreiber, *Badische Geschichte*, Karlsruhe 1817.

(54) Hettinger, a.a.O., S. 109; Biehler, a.a.O., S. 655.

(55) Schreiber, *Badische Geschichte*, S. 1, II.

(56) Ebd., S. 26, 40, 70.

倍以上が第三章以降に割かれている。⁽⁵⁷⁾ これは、後半部「ヘルマン1世からドイツ帝国の解体」⁽⁵⁸⁾ でより顕著になる。第一章「ヘルマン家」、第二章「分裂までのバーデン辺境伯下の領邦」、第三章「バーデン・バーデン辺境伯」、第四章「バーデン・ドゥルラッハ家」⁽⁵⁹⁾ というように、後半部はバーデン家の「君主の歴史」が中心であることが鮮明に表れている。

確かに各章の中で、シュライバーのいうところの「文化史」について言及はなされている。例えば、前半部第五章「ツェーリング家」では、都市商業でどのような商品が取引されたかについて、⁽⁶⁰⁾ シュライバーは明らかにしている。しかしながら、それは、章の最後のほんの少しづかりの補足に過ぎなかった。⁽⁶¹⁾

では、なぜ彼は自身の構想の一つであった「領邦文化史」を叙述することができなかつたのか。これに対して明確な解答を与えることはできない。しかしながら、当時のバーデンの状況から推測することは可能である。本稿第二章で言及した国家統合のための諸制度の改革は、獲得した領土に領邦バーデンと共に基盤が存在していないことを意味していた。それは、単に制度的な基盤だけでもなく、文化的にもであった。それゆえに、新しく獲得した広大な領土に、領邦バーデンの「文化」を見出すことができなかつたシュライバーは、「祖国」バーデンを「領邦文化史」としては描けずに、「君主の歴史」として描くしかなかつたと考えられる。

結果として、シュライバーが『バーデン史』で描くことができたのは、「君主の歴史」ともう一つの構想だった道徳形成のための歴史を組み合わせたものだった。シュライバーの「君主の歴史」は、ツェーリング家の伝統を持つバーデン家の歴史であった。シェプフリンと同様、シュライバーもバーデン家の歴史にツェーリング家を位置づけた。

この観点から見れば、シュライバーの歴史叙述も先に述べたツェーリング家の伝統の表象の一つとして捉えることができる。では、彼の『バーデン史』は、単にシェプフリンの『ツェーリング・バーデン家の歴史』の焼き直しに過ぎないのだろうか。もしそうでないとすれば、シュライバーの『バーデン史』のもつ意義はであろうか。

シェプフリンとの大きなちがいは、シュライバーの『バーデン史』が歴史教科書として執筆されたことである。シェプフリンの高価な著作が学校図書館に蔵書されていない当時の状況を言及したのは、まさにシュライバーであった。⁽⁶²⁾ ラテン語で書かれ、七巻にも及んだシェプフリンの著作に対して、『バーデン史』は一巻本としてドイツ語で執筆された。こうした点において、『バーデン史』は、国民統合を進めるなかで、重要な意味を持つことになった。なぜなら、教科書が使用される学校は、近代において「国民化」の装置として機能したからである。

この前提には国家による教育制度の掌握があるが、本来がプロテスタント地域のバーデン・

(57) Ebd., S. 1ff.

(58) Ebd., S. 115.

(59) Ebd., S. 117, 142, 175, 200.

(60) Ebd., S. 114.

(61) Ebd., S. 113f.

(62) Ebd., S. IX.

ドルラッハ辺境伯領では、16世紀半ば以降、それは着実に進捗していた。近世以前、学校教育を管轄したのは、都市や領主、貴族など様々であり、中でも教会の影響力が最も強かった。しかし、16世紀の宗教改革の結果、領邦教会制度が成立したことで、特にプロテスタント地域において、領邦君主は、教会の持っていた諸権力を奪った。そのなかには、学校教育も含まれていた。「国民化」を進める学校制度のなかで、特に重要なのは義務教育であった。バーデン・ドルラッハ辺境伯領では、1768年に7歳から14歳まで（女子は13歳まで）の民衆学校への就学が義務化された。⁽⁶³⁾さらに、カール・フリードリヒがシュライバーへ執筆を依頼する直前には、国家によるさらなる教育制度の整備が行われた。それが、1803年の13の国家組織に関する勅令だった。バーデンが新たに編入した領土は、行政制度だけでなく学校制度も異なっていたため、この勅令で国家による学校制度の統一を図ろうとした。この新しい学校制度のもとで、『バーデン史』は歴史教科書として執筆された。

もちろん、シュライバーの著作はあくまで、中等教育機関（Mittelschule）に向けて書かれた著作であったことには留意しなければならない。⁽⁶⁴⁾1803年の学校制度に関する規則によると、この中等教育機関とされたのは、ラテン語学校（Lateinschule）、寄宿制学校（Pädagogium）、ギムナジウム（Gymnasium）、リセ（Lycæ）であった。⁽⁶⁵⁾これらの学校の多くは都市にあり、そのなかでも限られた人々にしか開かれてはいなかった。

では、なぜ、シュライバーの歴史教科書が就学義務化された教育機関ではなく、中等教育機関向けに執筆されたのか。「国民化」を進めるためには、前者を対象とする方がはるかに重要であったはずである。その理由は、1803年の規則から明らかになる。

この学校制度に関する規定のなかの「トリヴィアルシューレの設立」（Einrichtung der Trivialschulen）に関する部分では、1803年以前の、就学が義務付けられていた領邦学校（Land-Schule）⁽⁶⁶⁾の状況を明らかにしている。そこでは、農繁期の夏季は子どもたちも労働力として駆りだされているために、学校は事実上の閉校状態であり、実質的には冬季にしか開校されていない、そのために子どもたちが冬季で学習した内容を忘れてしまっているという領邦学校の実態が報告されていた。確かに、就学義務は制度的に成立していたが、その実態は義務化に程遠いことがわかる。こうした状況に応じて、1803年の規則では、就学義務のあった領邦学校と都市学校（Stadt-Schule）での歴史の授業は「聖書の歴史」に限定され、「バーデンの歴史」が教えられることはなかった。これに関して、初等教育向けに歴史教科書を書いたハインリヒ・

(63) Kohle, a.a.O., S. 181.

(64) Karl Brunner (Hrsg.), *Die Schulordnungen der Badischen Markgrafschaften*, Berlin 1902, S. 305f.

(65) Hettinger, a.a.O., S. 99.

(66) トリヴィアルシューレ（Trivialschule）は、1803年の規則にて初等教育（untere Schule）と位置づけられた学校の総称。Brunner, a.a.O., S. 300ff.

(67) Ebd., S. 301.

(68) Ebd., S. 302.

(69) Ebd. ただし、都市学校ではすぐにギムナジウムやリセと同内容の授業が行われるようになり、その後遅れて領邦学校でも実施が決められた。Hettinger, a.a.O., S. 99.

レーバウ (Heinrich Rebau, 1792-1852) の「祖国の歴史と描写は都市学校だけでなく領邦学校でも…教えられるべきではなかった。というのも、正確な知識によってのみ、郷土に対する当時の愛着と忠誠は獲得される。そうして、ようやく我々は無条件にそれを民衆生活の魂と呼ぶことが出来るからだ」という歴史教育のあり方に言及したその序文は、1803年当時の状況を示しているだろう。その一方で、1803年の規則は中等教育機関にも及んでいた。領邦学校や都市学校とは異なり、ここでの授業科目は「聖書の歴史」だけでなく、「世界史概略」や「博物史」⁽⁷⁰⁾をも含んでいた。「バーデンの歴史」は独立した科目ではなかったが、「世界史概略」や「博物史」⁽⁷¹⁾のなかに組み込まれていた。

1803年の学校制度に関する規則を踏まえて、シュライバーの歴史書は依頼されたものと考えられる。つまり、国家による学校への管理が事実上行き届いていたのが、中等教育機関までだったため、就学義務のある領邦学校などではなく、中等教育機関に向けて、『バーデン史』⁽⁷²⁾は執筆された。

しかも、『バーデン史』は、初等教育に対しても間接的に影響を与えることになる。後に初等教育向けの歴史教科書の参考にされたからである。民衆学校の教師だったペーター・アダム・リープラー (Peter Adam Liebler, 1785-1863) ⁽⁷³⁾が1829年に刊行した『初めてのバーデン史』⁽⁷⁴⁾は、シュライバーの『バーデン史』を基にして編纂したものだった。リープラーの著作は、民衆学校向けに本格的に書かれた初めての歴史教科書であり、改訂と重版を重ねた。上述のレーバウも、1825年にリープラーに先駆けて、民衆学校向け歴史教科書として『バーデン大公国の中の歴史描写—都市・領邦学校向け』⁽⁷⁵⁾を執筆していた。しかし、レーバウには、この著作の前後に歴史に関する著作が全くなかった。さらに、彼はリープラーが住んでいたマンハイムで、『バーデン大公国の中の歴史描写』の執筆を行い、リープラーによる『初めてのバーデン史』と同じ出版社から刊行されていることから、現在では、その実質的な著者はリープラーであったことが明らかにされている。⁽⁷⁶⁾いずれにせよ、シュライバーは直接に初等教育向けの教科書を執筆することはなかったが、リープラーやレーバウの著作を通じて、彼の『バーデン史』で描かれた内容は、初等教育の歴史の授業で教えられたのである。

(70) Ebd., S. 106.

(71) Brunner, a.a.O., S. 307.

(72) Hettinger, a.a.O., S. 99.

(73) Peter Adam Liebler, *Die badische Geschichte: Für den ersten Unterricht bearbeitet*, Mannheim 1829.

(74) Hettinger, a.a.O., S. 104f.

(75) Schmid, a.a.O., S. 386.

(76) Heinrich Rebau, *Kurzgefaßte Geschichte und Beschreibung des Großherzogtums Baden für Stadt- und Landschulen*, Mannheim 1825.

(77) Hettinger, a.a.O., S. 104.

むすびにかえて

19世紀初期に国民統合が課題となった領邦バーデンにおいて、シェプフリンによって描かれたツェーリング家の伝統を備えた「君主の歴史」は、バーデンの人々に共通の歴史認識を与えるものであった。なぜなら、上ライン地域を中心に領土を広げていたツェーリング家に連なる系譜だけが、唯一共通の歴史的根拠として示すことができたからである。この点で、領邦バーデンが1805年にハプスブルク家からブライスガウを獲得できたのは幸運であった。といふのも、ブライスガウの都市フライブルクには、ツェーリング家由来の山城があったからである。ツェーリング家由来の地を獲得することで、バーデン家は自らの支配の正統性を強化することができた。実際に、19世紀を通じて、このツェーリング家の伝統は領邦バーデンのアイデンティティを示すものとして、様々な場面で表象された。都市でのツェーリング家の記念碑建立運動は、その典型であった。

従来、シュライバーの『バーデン史』は、バーデン史学史において、あまり重要視されてこなかつた。⁽⁷⁸⁾ それは、本論でも指摘したように、歴史叙述としては、シェプフリンの『バーデン・ツェーリング家の歴史』の焼き直しであったからである。しかしながら、彼の著作が歴史教科書としてドイツ語で書かれたことは、シェプフリンとの大きなちがいをもたらした。なぜなら、彼の著作は教育という特定の「場」で利用されたからだ。領邦バーデンの教育は、16世紀の宗教改革以降、国家による制度化が進められた。そして、1768年の就学義務化は、明らかに学校を「国民化」のための重要な場としてバーデン政府が認識していたことを意味する。だからこそ、19世紀初期の国家改革の始まりである1803年の13の国家組織に関する勅令の一つに、学校制度が含まれていた。もちろん、シュライバーの著作自体は、義務教育課程ではなく、リセやギムナジウムなどの中等教育機関向けの歴史教科書であった。しかし、それは1803年の学校制度の勅令が指摘した義務教育課程の実状を踏まえてのことであり、そのことはむしろ、シュライバーの歴史書執筆が単に君主個人の要望ではなく、国家的要請だったことを意味していた。しかも、彼の歴史教科書は、その後に出版された初等教育向けの歴史教科書の土台として使われるようになったという点で、重要な意味を持つだろう。『バーデン史』は、歴史が学校での授業を通じ「国民化」の機能を持つようになる、その第一歩の役割を果たした。

最後に、あくまで領邦バーデンは、ドイツ国民国家形成を明らかにするための事例である。今後は、歴史叙述のなかで領邦バーデンがどのようにドイツに位置づけられたかに焦点を移すことで、領邦アイデンティティとドイツ・アイデンティティの重層性を明らかにすることが課題になる。また、同時に、本稿で示された領邦バーデンにおける歴史教育がどれほどアイデンティティ形成に影響を与えたかに關しても、教育現場での教科書の利用状況などから考察をする必要がある。今後の課題としたい。

(78) Wolfgang Leiser, "Fürstenruhm und staatliche Integration: Geschichtsschreibung und Gesetzgebung unter Karl Friedrich von Baden", in: *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins*, Bd. 133 (1985), S. 219.